

議案第68号

令和4年度 広川町下水道事業会計補正予算第2号

第1条 令和4年度広川町下水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第2条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位:千円)

事項	期間	限度額
土木積算システム賃借料	自:令和5年度 至:令和9年度	2,477

令和4年12月7日提出
広川町長 渡邊元喜